

議案第70号

調停を成立させることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、さいたま簡易裁判所道路敷地明渡請求調停事件に関し、下記のとおり調停を成立させることについて議決を求める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 調停条項

- (1) 相手方は、申立人から、本件土地を取得するため、申立人に対し、総額39,766,500円を支払う。
- (2) 申立人は、本件土地に、所有権以外の権利を設定せず、相手方が分筆登記及び所有権移転登記をするために必要な関係書類を相手方に提出する。
- (3) 申立人は、本件土地の相手方への所有権移転登記完了後、(1)の金員を相手方に請求することができ、相手方は、適法な請求を受けた日から、30日以内に、申立人の口座に支払う。
- (4) 申立人は、その余の申立てを取り下げる。
- (5) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本調停条項に定めるほか、本件に関し、債権債務のないことを確認する。
- (6) 調停費用は、各自の負担とする。

- 2 事件の概要 平成23年1月13日に、申立人から、本件土地は権原なく道路として使用されているとして、所有権に基づき本件土地の明渡しを求められたもの。